

岡崎市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、当初契約金額が200万円以上の請負工事の完了検査において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、随意契約による次の各号に掲げる場合は、評定をしないものとする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 災害を復旧する工事
- (3) 別の工事に付帯する工事で、当該別の工事の評定で評価することが妥当な工事
- (4) 機器製造・設置メーカー、プラント建設業者及びガス事業者が発注する修理又は整備工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、専任監督職員、主任監督職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき評定者が独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 評定は、別に定める「岡崎市工事成績評定表」（以下「評定表」という。）（様式第307号）、「岡崎市工事成績採点表」（様式第301号）及び「各事項採点表」（様式第302、303、304、305、306号）により行うものとする。

(評定の提出)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、直ちに「評定表」を工事担当課長（評定者に建設企画課の職員がいるときは、建設企画課長）に提出するものとする。

2 前項の場合において、建設企画課長にあつては、「工事検査結果通知書」（様式第80号）に「検査調書」（様式第81号）及び「評定表」を添付して工事担当課長に通知するものとする。

(評定の交付)

第6条 工事担当課長は、当該工事の受注者に対して、評定結果を「検査結果通知書」（様式第82号）に「評定表」を添付して、速やかに交付しなければならない。

(評定の修正)

第7条 建設企画課長は、第6条の交付をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 建設企画課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第8条 「検査結果通知書」の交付を受けた受注者は、交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により、工事担当課長に対し評定の内容に関する説明を求めることができるものとする。

2 工事担当課長は、前項の説明を求められたときは、建設企画課と協議の上、「説明請求回答書」(様式第308号)により回答するものとする。

(工事成績が不良であった受注者への措置)

第9条 建設企画課長は、岡崎市発注工事において、施工不良や不誠実な行為等により工事成績が**65点未満**に評価された場合(以下「工事成績不良」という。)、次の措置を行う。

(1) 当該工事の受注者(以下「措置対象受注者」という)に、「**工事成績評定に係る警告書**」(以下「警告書」という。)(**様式309号**)による通知を行う。なお警告書の通知は受注者が説明請求のできる期日以後とする。

(2) 「措置対象受注者」が岡崎市発注で施工中の工事がある場合、その工事を岡崎市施工体制点検要領3条1項(5)に基づく重点点検対象工事とする。

(3) 建設企画課長は契約課長に「措置対象受注者」に「警告書」を通知したことを通知する。なお依頼は「措置対象受注者」が説明請求のできる期日以後とする。

2 前項に定める受注者への措置は、当該工事に伴い他の事由から既に入札参加停止措置又は入札参加制限となり、これを理由に工事成績不良となった場合は適用しない。

3 措置対象受注者が様式第312号「基準評価点取得に必要となる問題点・改善策記載票」を提出した場合、建設企画課長は、当該工事の問題点及び改善策の要点に記載されていることを確認し受理する。

4 建設企画課長は、前項により受理した様式第312号別紙「基準評価点取得に必要となる問題点・改善策記載票」に意見を付し、措置対象受注者に確認を求める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。 ※元号改正による様式の修正

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 ※組織改正による修正

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

建企第 号
令和 年 月 日

工 事 成 績 評 定 に 係 る 警 告 書

受注者名 様

岡 崎 市 長

この度、貴社が岡崎市発注の下記工事において工事成績が65点未満に評価されたことは誠に遺憾であり、かかる事態が再び生ずることのないように十分注意されたく、警告するとともに、次の措置を行う。

- (1) 工事品質が再び不良にならないよう、問題点の洗い出し及び改善策を検討し、「基準評価点取得に必要となる問題点・改善策記載票」により、1週間以内に報告すること。なお、報告先は建設企画課とする。
- (2) 現在、岡崎市発注で施工中の工事がある場合、その工事を岡崎市施工体制点検要領3条1項(6)に基づく重点点検対象工事とする。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 請負金額
- 4 工 期
- 5 工事成績評定点 点

令和 年 月 日

契約課長 様

建設企画課長

工事成績が不良であった受注者について（通知）

下記工事の受注者は工事成績が不良であったため警告書を通知しました。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 請負金額
- 4 工 期
- 5 評定結果
- 6 受注者名

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

受注者 住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付け 事第 号「工事成績評定に係る警告書」により警告を受けた工事について、かかる事態が再び生ずることのないように問題点を洗い出し改善策を定めましたので、別紙「基準評価点取得に必要となる問題点・改善策記載票」を提出します。

基準評価点取得に必要な問題点・改善策記載票

令和 年 月 日

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 金 額
- 4 工 期
- 5 受 注 者
- 6 現場代理人
- 7 主任（監理）技術者

問題点			
改善策			
建設企画課意見			
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">確認者</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>	確認者	
確認者			